

<議決結果の取扱い>

(1) 議決結果及びその後の処理

議決結果は、基本的に **採択・不採択** の2通りです。その他の結果等については以下のとおりです。

① 採択・・・・・・・・内容や趣旨が妥当であり、かつ実現の可能性があるもの。

◆ 議決後 ⇒ 提出者へ結果を送付します。町長等の執行機関に関するものは、執行機関へ送付します。
また、国などの外部の機関に対して、意見書の送付を求めるものは、関係機関宛てに送付します。

② 不採択・・・・・・・・実現困難なもの。

◆ 議決後 ⇒ 提出者へ結果を送付します。

③ 継続審査・・・・・・・・会期中に結論が出ず、なお内容を調査または検討するため、閉会中に継続して審査を必要とするもの。

◆ 議決後 ⇒ 次の定例会までに委員会を開催し、審査を行い、次の議会本会議で議決を行います。

④ 取り下げ・・・・・・・・提出者から取り下げの申し出があったもの。

⑤ 審議未了・・・・・・・・委員会審査で結論が出ず、かつ継続審査の決定がなされないまま、議会の会期が終了したもので、この場合「廃案」となります。

※その他には、

- ・継続審査とされているもので、議員の任期が終了し、結論が出ないまま消滅するもの。
- ・委員会で意見が分かれ、結論に至らなかったもの 等